

第417回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和4年12月6日(火)午後1時30分～同4時20分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室

2 議事

第1号議案

雑魚刺し網漁業の公示について(諮問)

第2号議案

かれい刺し網漁業の公示について(諮問)

第3号議案

令和5管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について(諮問)

第4号議案

火光利用による一本釣漁業の委員会指示の発動について

第5号議案

海区漁場計画(案)について(協議)

3 報告事項

- (1) はたはたの採捕規制に係る委員会指示の県公報登載等について
- (2) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について
- (3) 第41回日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催結果について
- (4) 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- (5) その他

4 出席者

山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤 栄

委 員 鈴木 重作、本間 和憲、佐藤 一道、伊原 光臣、佐藤 栄一、
矢口 明子

山形県漁業協同組合総務部指導課

課 長

佐藤 健

山形県農林水産部水産振興課

水産行政主査

渡邊 洋子

山形県水産研究所

所 長

阿部 信彦

山形県庄内総合支庁水産振興課

課長

加賀山 祐

課長補佐

高橋 伸明

月峯船長

菅原 雅直

機関長

齋藤 勝三

5 傍聴者

なし

6 審議の概要

事務局 これより第417回山形海区漁業調整委員会を開会します。初めに会長より御挨拶をお願いします。

会長 12月に入って、何となく冬らしい空模様になってまいりました。これからますます荒天が増えると思いますので、漁業者の皆さん出航には十分ご注意いただきたいと思います。実は私、86若潮の本間船長とは同級生でして、まあ子供も同級生だったこともあってずっとお付き合いしているのですが、いつも漁の終わりに私のところにイカを持ってきてくださるのですが、去年は12月の中旬に届いてしまって、なんか漁の切り上げが早いなど思っていたら、実は一昨日届いてしまって、またまた漁の切り上げが早いのかなと、なんと、中型イカもやはり大分苦戦しているのかなとあの若潮ですら苦戦しているのかなと、その深刻さが伝わってくるような状況です。本日はいつもと違って議事の進行を変えさせていただきたいと思います。報告事項を後回しにして、議事の方から先にやりたいと。これは万が一の時間切れを危惧しての措置であります。今日も結構報告事項、議事盛りだくさんなのですが、効率よい議事を進めていきたいと思いますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

事務局 はい、ありがとうございます。次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。では、会長、指名をよろしくお願いいたします。

会長 議事録署名委員には、鈴木委員と本間委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同 はい。

会長 では、お二人、よろしくお願いいたします。

事務局 報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。

(委員に配布した資料が揃っているか確認した。)

それでは会長、議事の進行をお願いいたします。

議事

第1号議案 雑魚刺し網漁業の公示について (諮問)

議長 はい、それでは次第に従いまして進行させていただきたいと思います。まず、先ほどお話しましたように議事の方から進めさせていただきたいと思います。第1号議案、雑魚刺し網漁業の公示について、これにつきましては、県の方から説明をお願いいたしま

す。

加賀山課長 それでは、諮問案件になりますので、諮問文の方から読み上げさせていただきます。(諮問文を読み上げる) 詳しくは佐藤の方から御説明させていただきますので、御審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、引き続きお願ひします。

佐藤主査 はい、それでは諮問について説明させていただきます。昨年度に新設した雑魚刺し網漁業につきましては、毎年隻数等の公示内容につきまして海区委員会に諮問を行う知事許可漁業ということになっております。資料の表の中の制限措置といわれる内容につきましては、操業区域についてのみ、数値の根拠の海図を海するからの数値をもとに精査したため数値を若干改正しておりますが、その他の内容は前年同様となっております。隻数も11隻ということで人の動きはあるようですが、希望隻数としては前年同様の隻数となっております。

その下の(2)申請すべき期間は、12月13日から1月13日までの1ヶ月としております。

(3)備考にある、ア 許可の有効期間については、他の刺し網は通常3年ですが、毎年海岸管理者との調整等があることからこちらの漁業許可の方は1年間としております。これも昨年とは変わりありません。

イ 条件につきましては、諮問外ではありますが、現在の許可内容と変更はございません。

裏面の方にいきまして、ウ 許可の基準という優先順位については、昨年度の許可新設時は、誰も知事許可の実績が無いため、試験操業許可の実績を有する者を優先することとしておりましたが、今年度は申請時点において、この漁業の知事許可の実績がある者を優先順位として規定しています。

公示は、近日中に行う予定としております。諮問内容としては以上となります。よろしくお願ひします。

議長 はい、ただ今の説明につきまして、みなさんの方から御質問、御意見等ありませんでしょうか。なお、許可条件につきましては、皆さんへの最初の配布資料と違った内容になっていますけれど、これは私がこのように書いた方がわかりやすいのではないかとというような提案をさせていただきまして、それに対応してもらったものであります。ということで、皆さんこれに対して質問、御意見等ありますか。

一同 ありません。

議長 ちなみに、打ち合わせをしているときに広辞苑では「ざつぎょ」という言葉はなく、「ざこ」としか読まないと言ったので、そのことには触れないでくれと言われましたので、そこは突っ込まないようにしたいと思います。ただ、水産動植物の種類というところに雑魚と書いてあるわけですが、まるでこれでタイやヒラメが入ったら混獲になるのかなという気もしないでもないですけど、ちなみにこれは実際には主にどういった魚種を想定しているのですか。お分かりの方いらっしゃいますか。

伊原委員 私の住んでいるすぐ前だから、カレイ網、底刺し網が主なんですよ。ただ、日向

川のすぐ南側なものですから、たい・こだい網はまた別なのだけれども、今会長から質問があったことに関しては、底刺し網が主だと、ヒラメ、カレイ、シタビラメ類。

議長 わかりました。どちらかという、雑魚というよりはオールマイティといった方が近いような気がしますけどね、実態はね。

伊原委員 ただ、底刺し網なものですから、何でも引っかかってくるというのは間違いはない。そういう意味では雑ということも外的外れではない。

議長 ある人の有名な言葉に、魚は自分を雑魚だとは思っていないという言葉がありましたけどね。はい、ではこれについては皆さん御質問、御意見ございませんね。

一同 異議なし。

議長 はい、ではこの内容で公示して特に問題ないということで答申したいと思います。

第2号議案 かれい刺し網漁業の公示について（諮問）

議長 次は第2号議案、かれい刺し網漁業の公示についてということで、これも県の方から説明をお願いいたします。

加賀山課長 はい、資料2を御覧ください。諮問案件になりますので、諮問文の方から読み上げさせていただきます。（諮問文を読み上げる）詳しくは佐藤の方から御説明させていただきますので、御審議よろしくをお願いいたします。

議長 はい、引き続きお願いいたします。

佐藤主査 はい、かれい刺し網漁業許可につきましては、令和4年2月から令和7年2月末日までとして現在3年の許可を出していますが、許可期間中に1件新規の許可希望の方がおりましたので、このたび1件の申請ということでの公示の内容につき諮問させていただくものです。

資料を御覧ください。表の中の制限措置につきましては、期中の新規のため現在の許可内容と変更になる部分はありません。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は希望隻数の1隻としております。申請すべき期間は、令和4年12月13日から1ヶ月間としています。（3）備考の有効期間につきましては、この漁業許可を受けているほかの方に合わせ満了日は令和7年2月末日までとしております。ほか、条件についてもすでに許可を受けている内容と全く同じになります。

簡単ですが、説明としては、以上です。よろしくお願いいたします。

議長 はい、内容的には従来どおりということで、期間中の新規参入ということですね。今の説明につきまして、みなさんの方から御質問、御意見等ありましたらお願いします。

伊原委員 参考まで、どこの地区からの希望ですか。

佐藤主査 酒田。

議長 他にありますか。ありませんか。では、この公示内容で妥当であるということで回答することにさせていただきたいと思います。

第3号議案 令和5管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について（諮問）

議長 続きまして、第3号議案 令和5管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量についてということでこれも諮問案件になりますので、県より説明をお願いいたします。

加賀山課長 資料3の方を御覧下さい。諮問案件になりますので、同様に諮問文の方から読み上げさせていただきます。（諮問文を読み上げる）詳しくは担当の方から御説明させていただきますので、御審議よろしくをお願いいたします。

議長 はい、引き続きお願いいたします。

大川主査 はい、では諮問文をめくっていただきまして、漁業法第16条第1項の規定に基づいて、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における数量を定める公表案をお示ししております。最初の方の柱書は例年どおりの内容で、年だけ令和4管理年度から令和5管理年度に変わっております。山形県知事の後に具体的に定める内容を記載しておりますので読んでいきます。まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。第1として、「まあじ」につきましては、1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量ということで、こちらは、国が山形県に定めた数量になりますが、現行水準と定められております。2としまして知事管理区分に配分する数量でございますが、山形県で「まあじ」をとる漁業を総じて「山形県まあじ漁業」として定めておりますので、知事管理区分としましては山形県まあじ漁業、その配分数量としまして現行水準として定めることとしたいと考えております。

第2として、まいわし対馬暖流系群につきましては、1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量ということで、こちらも国の方から現行水準と定められております。2といたしまして知事管理区分に配分する数量でございますが、知事管理区分としまして山形県まいわし漁業、配分数量といたしまして現行水準として配分数量を定めるものです。

以上、国から県に定められた数量と、それを知事管理区分に配分する数量について、県知事が定めるものとなっておりますので、このような形で定めたいと考えております。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、みなさんの方から御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。とりたててとり上げるほどの漁獲量がないので、このような扱いになっているということのようなのですけれども、特にございませんか。

一同 はい。

議長 はい、ではこの内容の公表につきまして、妥当であるということで諮問に対する回答としていきたいと思います。

第4号議案 火光利用による一本釣り漁業の委員会指示の発動について

議長 次に第4号議案です。火光利用による一本釣り漁業の委員会指示の発動についてという事で、これにつきましては、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 はい、火光利用による一本釣り漁業の制限にかかる委員会指示について、お諮りするものでございます。

こちらの委員会指示は元々の前身が昭和48年発動の委員会指示でございます。当時、5トン未満の着火船の新しい漁業として火光利用によるぶり一本釣り漁業というものを京都の方から導入し好成績であったため、操業船が続出しました。この漁業に業界でも何らかの規制が必要とのことで委員会指示の要請があり、ぶり・たい一本釣り漁業について10キロワットの光力規制を設けるものとして、委員会指示の発動に至ったものです。その後、しばらく無期限の指示となっていました。時の経過とともに内容の一部に現状とそぐわないところも出てきたため、平成26年から見直しを検討し、平成27年度の委員会で今の内容に改めることに決定し、以後一年ごとの発動としております。

元々ルールが無かった一本釣り漁業の火光利用について、一定の制限を設けて漁業秩序を守るというのがこの委員会指示の趣旨となっているところでございますが、現行の指示は今月末で有効期限が切れるため、次の委員会指示を発出する必要があり、今回お諮りするものです。

なお、昨年度、山形県小型いか釣り漁業協議会からケンサキイカ操業に関して県の許可制度や委員会指示に対するご意見・ご要望があり、今年度ケンサキイカの量があれば試験研究から取り組むこととして水産研究所の担当者とも相談しておりましたが、あいにく今年度についてはケンサキイカはあまり漁獲がない状況でした。最近のケンサキイカの本県の漁獲量は2019年約1.5トン、2020年5トン、2021年9.4トンと増えていましたが、今年度は11月末の段階で、1トンほどとなっております。来年度からは県の温暖化関係予算で水産研究所の方でケンサキイカにかかる試験研究に取り組んでもらえる予定となっております。

以上、委員会指示の発動について御審議いただきたく、お願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。今の事務局からの説明に対して、皆さんから御意見、御質問はありますか、これも内容的には昨年度と変わってはおりませんが、ちなみに、この指示内容どうのこうのではなくてですね、実態をお分かりの方に伺いたいのですけれども、これは、発光ダイオード、LEDがだんだん広まっていくのではないかなという想定の下でこういった規定をつけたのですけれども、実際、漁業者の方で、従来のメタハラなんかをこの発光ダイオードLEDに切り替えた方というのはある程度いるのでしょうか。もし実態がお分かりの方いらっしゃいましたら。あんまりLEDに替わっていないのではないかと私は岸壁を見ると思うのですけれども、伊原委員などは実態わかりますか。

伊原委員 今あまりやる人がいないものだから、設備投資をやる人があまりいないのではないかなと思っています。どう違ってきたかやLEDをやる人がいるかはもう火光釣りをやる人が激減というか、いなくなっているものだから、なかなかその辺は把握していません。

議長 あと、足元照らすデッキライト、これはLEDが結構普及しているとは聞いたのですが、その辺はどうですか。

伊原委員 たぶんこの漁船の人たちや私もそうですが、白熱球から替えています。

議長 やっぱりね。球切れないし、省エネ電力になるしね。わかりました。では、これについては、この内容で委員会指示を発出するという事で特に皆さん御異議ありませんね。

一同 はい。

議長 はい、ではそのようにしたいと思います。

第5号議案 海区漁場計画(案)について(協議)

議長 では、次に第5号議案、海区漁場計画(案)についてということで、これも事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい、前回の第416回委員会で海区漁場計画(案)について県より諮問があり、それを受けて資料5の1ページ目にお示ししましたとおり、予定どおりの日時、出席委員で公聴会を開催し、あらかじめ意見の概要を提出いただいた利害関係人の方から当日公述人として御意見をいただきました。詳しい公聴会の内容につきましては、委員会資料とは別に公聴結果ということで委員の皆様には詳しい内容をお配りしておりますが、公述人の主な御意見を2ページ目の方にまとめて記載しておりますので、2ページ目をご覧ください。まず海共第1号、飛島の方ですけれども、計画には異議はありません、海況が変わってきているので、それに対応できるようお願いしたいというご意見がありました。

続きまして、海共第2号、飛島を除く酒田市と遊佐町の関係地区と漁業権漁場でございますが、第2号につきましては、さけ刺し網漁業を新設することになり、たい・こだい刺し網漁業が必要なのか、不要ではないのかという話があったが、無くすと復活するのが大変だし、たい・こだい刺し網漁業は残した方がよいという御意見、新設されるさけ刺し網は9月から12月を漁業時期とした漁場計画案が示されているけれども、たい・こだい刺し網とさけ刺し網の漁業時期が重なることになる。操業実態として同じ網を使用しているので、混乱が生じないか心配といった御意見、はたはた小型定置漁業については、現状の漁業時期でよいといった意見が遊佐の漁業者の方からありました。

そして、酒田の漁業者の方からは、10年後でないと海区漁場計画を変更できないようでは、海況変化に対応できなくなる、状況を見ながら試験的に1月も刺し網ができる方法を検討願いたいといった御意見、海面内水面の境界線については賛成するとの御意見、たい・こだい刺し網漁業とさけ刺し網漁業と、いそ刺し網漁業の3つの刺し網漁業の整合性を整理してもらいたいとの御意見、かれい・したびらめさし網漁業について、温暖化によって漁期が大幅にずれているため、1月もヒラメを獲れるようにしてほしい、1月はカレイを獲らなくても良いので、カレイをできるだけ獲れないように、大きいヒラメがかかるようにとの意味合いと思いますが、少し大きい4寸5分ですとか5寸目など大きく網の目合を制限してでも良いので、1月にヒラメを獲れるようにしてほしいというご意見だったと思います。そして、酒田北港の宮海沿岸海域、こちらは現在漁業権消滅区域となっているものですが、漁業権復活をお願いしたいとの御意見がありました。獲れる魚がなくて、サケの刺し網に向かう船が増えているということで、させる漁場が無くなってきているということで、当該海域については、現在知事許可をもって雑

魚刺し網が操業可能となっておりますが、その許可がなくても漁業権として刺せるような形にしてもらいたい、とのご意見がございました。

以上、海共第2号につきましては、賛成の御意見がいくつかあったほか、大きくいつて3つの賛成以外の御意見、さけ刺し網関連の整理関係、かれい・したびらめ刺し網の1月の漁業時期の関係、酒田北港の宮海沿岸海域の漁業権復活、知事許可としてではなく漁業権漁業として宮海沿岸海域で刺し網をさせてほしいとの趣旨の御意見、主にこの3つの御意見があったと思います。

このうち、さけ刺し網の関係については、伊原委員からこの海区漁場計画の下に、漁業権者たる漁協で定める行使規則があり、今はこの行使規則に基づいてたい・こだい刺し網に制限がかかっている。これは理事会で制限をかけることになっているといった現行の制度に関する御説明もしていただいたところでした。刺し網の1月操業については、県から参考資料の提出がありましたので、後ほど御説明いただきます。

続きまして海共第3号ですが、共同漁業のさけ・ぶり小型定置漁業について、当事者のさけ・ぶり小型定置漁業を営んでいる漁業者からのご意見になりますけれども、このさけ・ぶり小型定置漁業の漁業時期について、現行では3月1日から翌年1月20日までということで、海区漁場計画（案）も同様の内容となっておりますが、この漁業時期について、2つ要望ということで意見が出されております。1つは漁業時期の周年を希望、これは海況が変わってきているので、周年だとその海況の変化にも柔軟に対応できるといったご意見でした。2つ目が漁業時期の終期を1月20日から1月31日までの延長を要望、これについてはしけによって漁具の撤去が遅れる場合がある、無理に漁具撤去の作業を行うということは事故につながる恐れがあるため、1月いっぱいまで延ばしてもらって余裕がある状態で漁具の撤去にあたりたいといった趣旨のお話だったと思います。こちらの要望は、ご本人から2本の要望ということで出されております。

公聴会では、漁具の撤去にどのくらい日数を要するのかなど実情について委員の方から質問があり、要望を出した方の会社では6ヶ統を2隻の船で携わっていて、自分の船の方では、1ヶ統あたり、少なくとも設置に3日、撤去に4日を要する。1ヶ統あたり4日かけての撤去となるので、3ヶ統の撤去には最低12日かかる、波高は2メートルくらいまでであれば作業は可能ではあるが、30～40年前には死亡事故も起きた危険を伴う作業なので気を付けて作業をしているとの御説明がありました。

また、同席したほかの公述人からは、自分は漁期の1月31日までの延長には賛成だが、もし周年という話になると、改めて地区の関係者を集めて意見交換や検討がしたいという御意見もありました。このさけ・ぶり小型定置漁業にかかる漁期の要望については、公聴会の前に地区の御意見などをとりまとめた参考資料が県から提出されておりますので、のちほど御説明いただきます。

続きまして海定第1号、県内唯一の定置漁業権ですけれども、こちらについては特段ご意見はどなたからもございませんでした。

最後に海共第4号、こちらは旧温海町地区になりますけれども、こちらでは、たい・こだい刺し網漁業がさけ刺し網漁業に変わったということはいいいことだと思う、との意見があり、さけ刺し網漁業の新設については賛成といった趣旨と思います。

以上、漁業権漁場のそれぞれの関係地区における海区漁場計画（案）に対するご意見についての説明がございました。続けて、先ほど申し上げた関係する参考資料につきまして、県の方から御説明をお願いしたいと思っております。

渡邊主査 県農林水産部水産振興課の渡邊です。海区漁場計画（案）について協議していただくにあたり、参考1から6の資料を提供させていただきました。参考資料の説明の前に、海区漁場計画について再度御説明いたします。以前お配りした海区漁場計画（案）についての資料を御覧ください。

まず、免許の期間ですが、海面の共同漁業権の免許期間は10年間となっております。次期の免許は令和5年9月1日から令和15年8月31日までとなります。定置漁業権の免許期間は5年間となっております。令和6年1月1日から令和10年12月31日までとなります。

海区漁場計画の作成について、知事は、その管轄に属する海面について、5年ごとに海区漁場計画を定めるものとされており、「5年ごと」に定めることとされているのは、漁場の環境、漁場の利用状況、海況等の変化を踏まえて、一定の期間ごとに海区漁場計画を見直し、現状に適する海区漁場計画を策定することが重要であるためです。このため、漁業権の存続期間が10年間である漁業権についても、5年ごとに、利害関係者の意見を聴き、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、海区漁場計画を定める必要があります。ですので、共同漁業権の免許の存続期間は10年ですが、5年後に漁業権の内容を見直すこととなります。

海区漁場計画作成のスケジュールですが、10月に委員会へ諮問をさせていただきました。11月に公聴会が開催され、このたびの委員会で海区漁場計画（案）について協議いただきます。協議の結果、2月の委員会で答申いただき、3月に漁場計画の作成・公示と考えております。

次に、参考資料について説明いたします。本日の委員会資料の参考1を御覧ください。海共第2号の公聴会において、刺し網漁業の漁業時期の拡大について意見があったことから、かいい・したびらめ刺し網漁業を1月に操業した場合の資源的影響について、県水産研究所あてに照会し、回答があったものです。1のマガレイの資源状況については、日本海北部海域では厳しい状況にあり、山形県海域でも漁獲量の減少が続いているとのことです。2のマガレイの産卵期については、産卵期（浅場移動）の早期化は認めがたいとのことです。次のページにうつりまして、他のカレイ類の産卵期は、マコガレイとイシガレイの産卵期はマガレイよりも早く、ヤナギムシガレイはマガレイと同時期と思われる。そして、4. 漁業時期を拡大し1月を追加した際の資源的影響についてですが、「マガレイへの資源的影響については、刺し網の漁場である浅場に移動する産卵期から外れており、現時点では産卵期が早期化している可能性も低い大きな影響はないものとする。しかし、産卵期の早いマコガレイやイシガレイへの影響は避けられないだろう。」との回答です。また、「1月のヒラメ狙いの刺し網漁業については、早期産卵のカレイ類の混獲が軽減できる目合い拡大が実際にできるのならば合理的と考える。」とのことです。なお、「この先10年、カレイ類の季節的移動がどう変わるかの予測は難しく」とありますが、先ほど御説明しましたとおり、海区漁場計画は5年ごとに作成することを申し添えます。

続けて、参考2から6の資料について御説明いたします。海共第3号で、さけ・ぶり小型定置漁業の漁業時期延長の要望がありました。参考2は、要望についての経過をまとめたものです。令和4年3月15日の漁業者意見交換会において、小型定置網の漁業者から、漁業時期を周年とする要望がありました。周年であれば漁具の撤去が不要である、との理由でした。県では、冬も網を入れておくことは危険であること、前回免許時に周年は反対の意見があったことから、海区漁場計画（素案）は現行どおりと整理しました。

令和4年8月23日から9月20日にかけて、海区漁場計画（素案）について、意見募集を行いました。これにつきましては意見の提出はありませんでした。令和4年9月29日

に要望者から県に改めて漁業時期延長の意見がありました。すみません、資料の修正があります。3つ目の白い四角のところで、資料で「漁場時期延長」となっていますが、正しくは「漁業時期延長」ということで修正をお願いいたします。申し訳ありません。周年の要望については、冬は漁具を入れたままにしておくことは危険であると考え、県では現行どおりの漁業時期で海区漁場計画（素案）を作成した旨、説明したところ、要望者から改めて要望の理由について説明がありました。①周年希望：海況が変わってきており、周年だと海況の変化にも柔軟に対応できるため、②終期の延長：しけにより漁具の撤去が遅れる場合がある。無理な漁具撤去は事故につながる恐れがあるため1月20日から1月31日に延長希望、とのことでした。

県では、意見募集の結果を踏まえて、現行どおりの漁業時期で海区漁場計画（案）の作成をしておりまして、10月4日の委員会で、諮問をさせていただいたところです。

小型定置漁業の漁業時期の延長については、他種漁業者の意見も聴く必要があると考え、10月18日に他種漁業者に集まってもらい意見交換会を行いました。そのときの参加者からは、周年は反対、1月31日までの延長は許容できるとの意見がありましたが、参加者は地区代表が中心であったため、関係漁業者の個々の意見聴き取りをすることとなりました。

関係漁業者からの個別聴き取りについては、10月下旬から11月上旬にかけて、参考3の資料により、県漁協の支所等を通して行いました。要望者にも確認のうえ、聴き取り結果をまとめたものが、参考4の資料です。まず、1月31日まで延長することについて、23名から回答があり、異議なしが18名、反対が3名、どちらともいえないが2名でした。次のページを見ていただいて、周年に延長することについては、23名のうち異議なしが9名、反対が12名、どちらともいえないが2名でした。参考5が聴き取りの内容を漁業種類順に並べたもので、参考6が地区順に並べたものです。参考5、6の資料は個人が特定される恐れがあることから、委員及び委員会出席者限りの資料とさせていただきます。

参考資料の説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ポイントを整理して議論していった方がいいのではないかと思います。参考資料で拾い上げていないところもあるのですが、全部の問題を混ぜていきますと議論があっちだったりこっちだったりするので、一応大きく分けて4つ整理してほしいかなど。1つは、刺し網が「たい・こだい」、「さけ」、期間が重複でいいのか、のようなことがあるので、あとは、「たい・こだい」の方の、期間もさけ刺しと競合したような期間にするのかというような議論が1つあると思います。それと2つ目は1月も刺し網を入れられるようにということ、3つ目が漁業権放棄の区域を漁業権の復活、言ってみれば共同漁業権の範囲を拡大してほしいということについて、4つ目が定置の操業時期ですね、網揚げの事情もあって、周年にしてほしいとか、あるいはそれがダメだったらせめて1月の末まで11日間延ばしてほしいというような話、大きく分けてこの4つだと思うのです。その中で大きいのは、刺し網の1月もということと、定置の時期の問題だと思うのですが、一応4つに分けて話をしていきたいと思います。まず、さけ刺しの時期とたい・こだいの時期が競合すると、同じ漁具を使って混乱するのではないかと、言い換えればだから漁期が重ならないように双方の漁期を設定したらどうかというような意見だと思うのですが、これについては皆さんから御意見ありますか。その方がいいというのか、それともこのままでいいというのか、どうでしょうか。あまり刺し網されている方いいのですよね。

伊原委員 この海共第2号の公聴会の方にも書いてありますけれども、たい・こだい網と、サケの刺し網は同じ網なのです。で、漁期が2月1日から刺し網をやって12月31日、さけが9月1日から12月31日、となってますけれども、漁具が同じであれば、結局2月1日から12月31日までできますよと同じ意味だと思います。道具が違えば別ですよ。だから、もしもこれを両方やるのであれば、「たい・こだい」の道具はこういう道具ですよ、さけ刺し網の道具はこういう道具ですよということを明確にしておかなければ、同じ道具であれば分ける必要がないのかなと、こんなふうに。だから混乱するのではないですか。例えば、たまたま9月1日前にさけを誰かがやっていたと、「さけ」の刺し網じゃないか、いや、たい・こだい刺し網です、となるわけです。だから、そういう混乱がないように、どういうふうにここに盛り込むかということが必要かなと思います。

議長 ただ、その2つの漁具を変えるということは、今のところ現実的じゃないですよ。たい・こだい刺しとさけ刺しの漁具を変えて定義をするということはなかなか大変でしょう。

伊原委員 だって、同じ網なのです。

議長 実際、現状はね。それをわざわざ区別するために、漁具を変えるということになれば、漁業者が2種類の漁具を持たないといけないという負担もあるわけだし。そういったことは現実的ではないと、私は思うのですけれど。

伊原委員 いやいや、同じ網だから、どれをもってたい・こだい刺し網とするのか、どの道具をもってさけ刺し網とするか、それなのです。

議長 この人が言っているのは、要するに、9月1日から12月31日までの4ヶ月間、「たい・こだい」とさけ刺し網がダブるので、その競合時期をなくした方がすっきりするのではないかという意見だと思うのですけれど。同じ網使っているわけだし、時期もダブるといのは、どっちがどっかわからないと、だから競合時期をなくしたらいいのではないかと。8月31日までは「たい・こだい」、9月1日からはさけ刺し網でいいんじゃないのというような考えが根底にあると思うのですけれどね、この中の意見はね。

伊原委員 例えば、今、たい・こだい刺し網は理事会で組合長名で制限をかけているのです。あれは、4反を1つなぎにして2張をやってもいいですよ、網の目は4寸目、糸は3号以下でやってくださいよということで、公示してやっているのです。

議長 それは漁協の行使規則ですよ。

伊原委員 はい。で、たい・こだい刺し網とさけ刺し網を2月1日からずっとあると、その内容が周年でしょとなるから、同じ網になってしまう。例えば、サケが入ると、さけ刺し網ですよ、たい・こだい刺し網ですよ、2つできるわけだ、2ついっしょになって。それも不自然だ、同じものを、あなたこれはさけ刺し網は9月1日からですよと言われると、いやいや私はたい・こだい刺し網ですよと自由に言っている。

議長 ただ、それは全て行使規則の中の範囲の話であって、漁場計画の話じゃないのですよ

ね、実は、それはね。

伊原委員 だから、たい・こだい刺し網ができた経緯というのは、サケを混獲するためにできた網なわけだ。

議長 元々はね。

伊原委員 元々は。それを残して新たに「さけ」をやるということは両方でサケを獲ることができるということなのです。だから混乱するんじゃないですか。であるならば、たい・こだい刺し網なんか、あってもなくてもタイは獲れるのだから、さけ刺し網というのは、こういう網をさけ刺し網ですよと、そしてさけ刺し網だけ制限をかければいいわけだ。もしも両方あった場合に、たぶん漁協理事会でたい・こだい刺し網も今までどおり9月1日からの制限をかけると、となったときに、さけ刺し網とたい・こだい刺し網は同じ目的で漁場に出てくるということになる。

議長 それもわかるのですが、今言ったように、その辺の実際の調整は行使規則でやっているわけであって、漁場計画は今言ったように漁具の特定もしていませんし、あくまでも魚種としてしか特定していないわけです。だから、漁場計画の中でそこまで踏み込む必要があるかという話だと思うのですよ。

伊原委員 漁場計画は漁場計画でいいとして、行使規則をどうこれは盛り込まれるのですか、これから行使規則ってできてくるわけだけれども、行使規則の内容はたい・こだい刺し網とさけ刺し網と両方載ることになるのですか。

渡邊主査 行使規則の制限ですか。

伊原委員 行使規則の中に、2種の中にたい・こだい網とさけ刺し網、「かれい」とか「ひらめ」とか、あそこに漁法がのっかってくるのですか。

渡邊主査 そうですね。

伊原委員 たい・こだい刺し網だけが特殊なのです。見たことありますか、たい・こだい刺し網。

鈴木委員 刺し網をしていないのであまり詳しくは言えないが、基本的には3号海区の人もだし、漁具に関しては言っていないし、期間をかえて明確にしたほうがいいのではないかなというような考えの人もいました。要は、たい・こだい刺し網でサケを獲ってきたという、要はグレーのままそのまま何らかの制限をつけようという中で、漁具までそこまでこだわってやるならたぶん意見交換など何らかの意見交換会をしている中での答えを見出していないと無理だと思う。だから、ここで議論できるのは期間をどうするかということで議論の方がいいのではないかと思う。

伊原委員 当然期間は制限かけるのが一番いい。ところが、たい・こだい刺し網は長いわけだ。

鈴木委員 いや、だから「たい・こだい」をサケを獲るときになくするという方法もありだ。

伊原委員 ああ、サケを獲るときにたい・こだい刺し網はやって悪いですよということか。

鈴木委員 うん、例えば、それが受け入れられるのであれば。俺も現状はちょっとわからないから。

伊原委員 そうするとダブることはないわけだけでも、さけ刺し網を2月ずっとできるということだな。

議長 確かに、公聴会で出た意見のように、行使規則はあくまで漁場計画の中で組み立てていかなくはいけないわけですがけれども、今言ったように、漁具が一緒であれば、例えば漁場計画の中では「たい・こだい」は8月まで、「さけ」は9月からとしても支障はないかと思うのですけどね。後は、漁具については、あくまで行使規則の中での話だから、いっそ重複期間をなくするというのも1つの方法だし、それによって特に実害はないと私は思っているのですけれど。

伊原委員 今言ったとおり、これはこのままとして、漁協の理事会をとおして漁協の組合長名で公示して制限をかければ、今言ったようなことが機能するのです。ですから、たい・こだい刺し網は8月31日までですよ、さけは9月1日からですよ、というふうなことをたい・こだい刺し網に関して漁協の理事会で制限をかければ機能する、それもあ

議長 はい、漁場計画でいじる方法もあるし、行使規則でいじる方法もあるわけですよ。で、この御意見の方は、やっぱり漁場計画そのものできちんと分けてほしい、分けた方が混乱しないのではないかというような趣旨だと思うのですよね、この方の発言はね。

伊原委員 だから、私は、なぜたい・こだい刺し網ができたか結果を知っているからこういう意見が出てくると思う。サケを混獲するために作った網なわけだ、だから、そういうふうな網は1度無くした方がいいのではないですかと意見があった。でも、逆に今は有効に活用するためにはそれもありだと、そういう意見もあるわけだ。どちらにしても9月1日の時点でどちらかに制限をかけていかないと9月1日から2つの網が入ってくるということになる。たい・こだい刺し網はさっき言ったように、4反1張2連までという制限がかかっているが、例えば「さけ」に関して同じような制限をかけたときに、たい・こだい刺し網にも制限をかけて、4つ入るわけだ。そういう混乱をなくするための方法もちゃんとつくっておかないと混乱しますよと、その混乱をなくするための方法をここに盛り込むか、漁協の理事会で公示して制限をかけるか、どっちかだ。

議長 そう、それで漁場計画をいじるかいじらないかということになるのですよね。どうぞ一道委員。

佐藤一道委員 先ほど、第3号の公述人の中にもそれを分けるべきではないかという発言がありました。つまり、「たい・こだい」を8月31日、さけ刺し網を9月1日からどうかと、それは持ち帰ってきたわけなので、この場で漁場計画案に入れるとすれば、そうい

った整理になると思いますし、理事会での行使規則に盛り込んでそれを解決するという方法、どちらの方が混乱なく進んでいくかというところが決め手になると思います。

議長 私、個人的には、「たい・こだい」は8月いっぱいにして、9月からさけ刺し網の方がすっきりしてわかりやすいような気がするのですが、個人的にはね。

伊原委員 でもそれをするにしても、漁協の理事会で制限をかけることができるわけだから。

議長 もちろん。

伊原委員 それで制限をかければ機能する。

議長 そう。

伊原委員 こういう問題があるのですよと皆さんが認識したうえで、どちらかで制限をかけていく、皆さんその認識が一致していれば、私はそれもよしだと思います。

議長 なので、その辺は行使規則に、漁協に任せるか、それとも漁場計画にはっきり明記してしまうか、その点なので、議論もだいぶ尽くしてきましたので、それについて一応皆さんのお考えを聞きたいと思うのですけれども、たい・こだい刺し網とさけ刺し網につきまして、漁場計画で重複期間をなくした方がいいのではないかという方、もう1つは、漁場計画のままでいいと、その点は行使規則の方で漁協が整理すればよいと、この2つだと思うのです。皆さんの御意見を伺いたいと思うのですが、ちょうど5人になったので（矢口委員退席）、同数はないので、漁場計画で重複期間をなくしましょうというのに賛成する方お手を挙げていただければと思います。漁場計画の方で、ダブる期間をなくするという、つまり、たい・こだい刺し網は8月末までにして、残り4か月はたい・こだい刺し網はなくするという漁場計画の方がいいのではないかという方は手を挙げていただきたいと思います。

一同（挙手）

議長 全会一致ですね。はい、わかりました。そういうことで、まずこの問題については答申したいと思います。次に、刺し網の操業期間を1月も可能にするのかという問題、要するに、周年になるわけですね。それについては、今のカレイ類に対する影響ということで、マガレイについてはほとんど害はないだろうと、ただ若干、マコガレイやイシガレイについては影響があるかなという状況の下、また1月はヒラメを獲りたい、需要があるということから、かれい刺しの期間を周年にするかという問題、この点については皆さん御意見いかがでしょうか。

伊原委員 私の記憶では、12月、1月、2月、3カ月間かれい刺し網は禁漁期だった時期があったわけなんですけれども、今回は1月が禁漁なわけだ。なんの目的で1月は禁漁にしているのかというのはどうなのか。

議長 基本的には資源保護なのでしょうね。広い意味での資源保護なのでしょうね。あと

は、産卵時期の産卵親魚を保護ということなのかどうかということになってくるわけですよね。あるいは絶対個数を保護するということがどうかですよね。で、そういった観点があるものだから、マガレイについては、どうも1月は産卵時期からずれるのではないのということが出てきたわけですよ。まあ、マガレイは魚価高いし減っているし需要が大きいしということで、あとは当然底曳きとの関係もありますからね。1月従来の休漁をこのまま続けた方がいいのか、それとも1月若干カレイプラスヒラメを獲らせてあげた方がいいのかという。そこですよ、大きいところは。この方の意見は、前は1月なんてヒラメはそんなに網に入らないけれど、今はだんだん水温が変わってきて、1月もヒラメが動くので、網に入るので獲らせてほしいと、自然環境の変化に伴う要望ということだと思えるのですよね。その辺をどうとらえるのかということだと思えるのですけれども。一道委員どうぞ。

佐藤一道委員 先ほどの参考資料のうち、水産研究所の分析結果でも、親魚の状況と、あと2021年は過去最低のマガレイの資源評価が出ていること、それから、産卵期がマコガレイ、イシガレイの影響は1月だと避けられないということと、産卵時期が早くなってしまった場合、これも他の種類に影響すると考えると、資源の点では心配だなと思います。もう1点ですが、10年前も実は同じ要望があったみたいで、そのときの委員の考えとしては、やっぱり1カ月間は休漁するのが資源のためにはいいのではないかとということと、この公聴会、それから10年前の公聴会でも、1月に漁をやろうと思ってもそんなに漁ができるものでもないし、実態としては、禁漁と変わらないのではないかと話があったと思いますので、私はこの案のとおりでいいのではないかと思います。

議長 他の委員の皆さんはいかかでしょうか。あと、こんな話もありましたよね。そもそも1月に網を入れることにしたとして、刺し網の漁業者の絶対数が減っているの、1月解禁にしたところで資源保護に対する影響はあまりないのではないかと御意見もあったものだから、それも踏まえて御返答いただきたいのですけれども。栄一委員どうぞ。

佐藤栄一委員 底びきで今年あたりもそうだが、マガレイに関しては激減して商売にならない程度までいってしまっている。春の刺し網に関しては、漁があるという話も聞くし、資料をみれば減っているわけだけれども、そういうのに影響があるとすれば、漁場とか休漁期間を設けて資源保護をさせているのに、逆行する話だ。

議長 ちなみに、この間、広域漁業調整委員会がありまして、そこでマガレイの資源評価もみましたけれども、やはりマガレイに関しては、もう日本海全体がずっと下がる一方なのですよね。減る一方でピクリとも上昇方向に行かないという。資源的にはいろんな魚種の中で非常に危機的な状況にあると思うので、その状況の下でいくらかでも資源がますます減る要因というのは取り除いていく必要があるのかなと感じは、確かに広域漁業調整委員会の報告を聞いてもちょっと感じるころがありました。確かに激減なのですよ、この魚種はね。全然増える気配がないと。ほんとにいつかなくなっちゃうのではないかと思いますよね。だから、まあ、マガレイに対する影響は少ないとあるものの、ないとは言っていないわけですね。ここまでマガレイの資源が減ってしまうと、少ない要素も取り除きたいという気持ちもあります、確かに。ただ、片や最近温暖化のせい、私も釣りをしていて、以前は1月なんてヒラメは釣れなかったのですけれど、今は1月でもヒラメが釣れるのですよね。1月のヒラメの活性が高いのかなという感じ

も正直受けます。そういった海況変化は確かにあるのかなど。そんな中で今のマガレイ問題、ヒラメ問題、どう調整するかということだと思うのですけれども。他に御意見ある方いらっしゃいますか。

鈴木委員 やっぱり、この参考人の意見もわからない訳ではないし、今言われたように海況の変化が激しいので、今までダメだからダメと言えないのかもしれない。でもやっぱり資源のことを考えれば、1月がいいのか2月がいいのかやっぱり休み期間は設けた方がいいと思う。もう1点、ヒラメということだから、じゃあヒラメだけを獲るための操業ということはダメとも言い切れない状況にあるなら、何か試験操業的なことを何回かやらせてからのだんだん移行というような、そういうような考え方でどうでしょうかと思う。

議長 確かに、試験的にさせてほしいという意見もありましたよね、海共第2号にね、資料にも書いてありますけれども、試験的に1月も刺し網をできる方法を検討してほしいというね。

鈴木委員 ただ、1月にやったら2月休むとか、その辺のメリハリは付けるべきだと思います。

議長 まあ、試験的なものは、漁場計画とは別になりますので、漁場計画そのものとしては、まずはスタートは1月かれい刺し網禁漁ということで進めるかどうかということになると思うのですよね。試験的なもの含みでやはり1月は基本的には資源保護のためにかれい刺し網は獲れないということでもいいのかどうかですよね。要するに、原案どおり、従来どおりでいいかどうかということになると思うのですけれどね。まあ、何となく皆さんの雰囲気を読めてきたような気がするのですが、1月の試験操業的なものは検討するというのも踏まえた上で、1月のかれい刺し網はやはり今のまま、禁漁のままでもいいだろうという御意見が多数だと思うのですが、そういった御意見の方は挙手願えればありがたいです、いかがでしょうか。

一同 (全員挙手)

はい、では全会一致ですね。では、これは従来どおり、1月はなしということにしたいと思います。

鈴木委員 1つ付け加えさせてもらえれば、5年後漁場計画の見直しがあるので、その発言者がどうしても1月がいいのであれば、5年後に何らかの試験、データをとるとか、同時にそういう作業もしていけばどうでしょうか。

議長 はい、わかりました、じゃあそれも足します。次に、これはそもそも不可能じゃないかと思うのだけれど、要するに漁業権消滅区域の漁業権復活というのですけれども、これはもう漁業権がないですからね、これは、申し訳ないけどごめんということでもよろしいですよ、不可能ですよ。

一同 (異議なし)

議長 では最後、これは定置なのですけれども、要するに今1月21日から2月いっぱい漁具を入れてはいけない、獲らないだけじゃなくて漁具を入れてはいけない、水産庁の見解では、漁具が入っていること自体が採捕だという理解でしたので、今の3月1日から1月20日という漁期なのですが、第1希望で周年操業にさせてほしいということ、第2希望として、それがダメだったらせめて1月20日の終了時期を漁具の引き上げの手間があるのだということで、1月31日まで延長してもらえないかということ、それについては、先ほど県の方から関係者の意見なども紹介していただきました。それを踏まえて、要はこの周年をどうするかということ、周年がダメなら、じゃあ1月20日を1月31日まで延長するかということ。まず、周年について皆さん御意見ありましたらお願いします。

伊原委員 ひとつ確認です。今、賛成や反対いろんな意見が出ていますが、それは、定置網の型、アンカーも全部揚げるわけだ、今は、定置をやるときにやはり型を入れるのが大変なんです、片付けも。型は入ったままでも他の漁業者は網だけ揚げてもいいですよと、そういった意見はなかったのですか。

議長 結局、水産庁の見解が、漁具の一部でも入っていると、操業とみなすべきという考えなので、そのためみたいです。

伊原委員 わかりました。

議長 周年に緩和してくれという要望に関してはいかがでしょうか。はい、一道委員。

佐藤一道委員 確かに、冬場締切が近づいていて、この日までには撤去しなければいけないと、じゃあもっと前倒ししてやればいいのかという話になるのでしょうかけれども、やっぱりこの年間の操業日数であるとか、漁獲の状態からすると、1年間あるともう少し獲っておきたいという心理もあると思います。そんなことも踏まえてなのですが、それでもやっぱり天候が悪ければ、少し強引に片づけに行くという発言もありましたので、第一にやはり安全に操業されなければいけないということを考えた時に、反対者の方が多い周年であったとは思うのですけれども、弾力的にできるのであれば、案自体は周年にして、行使規則等で例えば1月31日までにして、どうにもできない、1ヶ月間つけっぱなしでできないというときは、行使規則をいじって延長しますとか、そういうことができるのであれば、行使規則の中で地元の方たちと調整を図りながらかつ安全にやるために周年にした方がいいのではないかなと思います。もう1つ、参考までに、酒田市の定期便とびしまが、最近友達に聞いたのですが、平成31年くらいまでは、出航率が70パーセントくらいあったのですけれども、令和元年から65パーセント、令和2年から60パーセント切っているのだそうです。加藤会長が近年の気候変動の中で皆さんの出漁のパーセンテージが1割程度減っているのではないかというところが、なかなか裏付ける数字だなと思ったものですから、まあとにかく周年での計画案にして、弾力的に行使規則で地元の方と話し合っただけであればいいかなと私は思います。

議長 はい、まあ一道委員はそういう意見ですね。まあそれは逆に言えば行使規則でオーケーしてしまえば、本当に周年獲れることになるのですけれどね。はい、他の委員の方がいかがですか、この周年については。はい、栄一委員。

佐藤栄一委員 確認したいのだが、前回の計画の時、12月30日から1月20日まで延長したという経緯、それは、網は年内で揚げて、それで荒天を考慮してアンカー、型を完全に撤去するのが20日、という意味で間違いないですか。

議長 そうですね。

渡邊主査 前回のときに12月末までだったのを1月20日まで漁具の撤去のことも考えて延長したことについてですよね。

佐藤栄一委員 そうそう。

佐藤主査 前回、具体的に網を年内に揚げるとかそういった条件は残っていないのです。

阿部所長 議長。

議長 はい、どうぞ。

阿部所長 前回、免許切替を担当して、公聴会などの経緯を私が知っている範囲で説明しますと、由良での関係者が集まった場において、仁三郎定置さんから12月31日の撤去というのは、やはり天候の関係もあって非常に難しいのだと。自分たちは、12月までしか操業はしないけれども、撤去については20日間の猶予をいただきたいということで、そういった説明があって関係漁業者の方も、それはしょうがないということで納得してそうなったという経緯でございます。

佐藤栄一委員 であれば、網も含めて20日まで全部撤去するということがいいのか。すると、今31日まで延長とか周年ということは、31日まで網もそのままずっと入れて、そういう意味でアンカー、型、全部撤去するまで、ということで理解していいか。

渡邊主査 はい、漁業時期というのは、実際に錨とか入れて建て込みを始めるときから、取り除き終わるときまでというふうに決まっているので、今は1月20日までに網はもちろんのこと、そのほかの漁具も全部撤去しなければいけないというふうになっているのです。

佐藤栄一委員 じゃあ、網はいつまでということではなく、全部含めてということか。

渡邊主査 そうです、全部含めてなので。

佐藤栄一委員 であれば、俺は周年はまず反対。地元の話し合いもいろいろ聞いたりしたが、由良の定置が今廃業したから、漁場的に重ならない人はいいよという人もいたけれども、そうでない人は資源的なことから、あと、たこ縄が重なる人もいるらしいから、やっぱりそこを空けてもらわなければ、周年では困るという人がいくらかいました。なので、やっぱり周年は反対。

議長 鈴木委員はいかがですか。

鈴木委員 基本的に、現時点では周年はちょっと無理だよね。まず今回課長に聞きたいが、今回の小型定置の公聴会の流れに関して問題はなかったですか。

加賀山課長 実はちょっと1つ、こちらの方も混乱して1つ手間が増えたところがあるのですが、漁業者の方にも手間をかけさせてしまったことがあるかなと思うのは、意見交換会のときに、呼ぶ方というか、参加者、この資料で行くと、10月18日、このタイミングでできればどういう方を呼ぶかというようなことが、きっと地区代表ではなくて、関係漁業者を呼ぶような形になれば、この個別聞き取りというような後に延びることもなかったのかなというふうに思っております。私の方では今この流れを見て、そういう面で人の参集の仕方とか、漁協さんとの相談の仕方がうまくなかったかなというようなことは思っております。以上です。

鈴木委員 そこは前回の委員会でも、10年前にも前例があったから、利害関係の漁業者を全部声かけて集めてくださいよとこの場で言ったはずですよ。代表者だけを集めた、で、その聞き取り調査をするというここはちょっとまずいかなとは思いますが、あと、もう1点、3月15日の時点で一応要望があったということで、この現状維持にするというひとつの根拠が、前回の免許時に周年に反対があったと、だから現行どおりと、まあそれも1つの案としてはいいことだろうけど、ただ、その経緯も聞いているけれど、前回10年前というのは、相当刺し網もたこ縄等の利害関係のある漁業者は多くいたがゆえに、周年ということに関しては、直接話をしても全然話にならないので、ではダメだということでもまず却下したという経緯があったが、現状は反対意見もいるけれど、以前から見れば相当漁場を利用する漁業者自体もたこ縄も刺し網も少なくなった中で、じゃあ漁場をどうやって使うかと考えた場合、もう少し当事者同士顔を突き合わせて議論し、で、問題を抽出して議論し修正し調整するという方法をとるべきだと俺は思う。要は聞き取り調査をして、どんな意見があるのかを調べる、利害関係のある人たちを集めて議論させ、もし調整する必要があるれば調整する、それで調整した結果、うまく取り決めができればそれを漁協に移管し管理させればいいという、これがあるべき手法だと思う。皆手抜きだ。こういう流れになって、まずは落とすどころとっては失礼だが、1月31日まで延ばしてもらえれば助かりますよ的な意見で収まったという流れで、現状では周年は無理だという。でも、もう1点は漁場計画が10年だという、ここにすごく定置の当事者は不安に思っているの、では、どうすれば海況が変わり、変わった時にどういふふうな対応ができるのかということも提示しながら、10年間がいいのであれば10年間、あるいは10年間がダメなのであればやっぱり5年にするとか、あんたが水産庁にかけあってこれだけの変化の中で10年間をいつまでも守らなければいけないのかちゃんと聞いて提示し、変えるときは変える、変えられないものは変えないで、そこもちゃんと漁業者に説明するべきと俺は思いますけど、どうです。

加賀山課長 はい、手続きとして、一番は意見交換というか、聞き取りというか、その辺がきめ細かにできていない流れだったかなということはおっしゃるとおりだと思いますので、その辺は反省しています。大変申し訳ございません。ただ、これは一般的なやり方としてパブコメというやり方が入りました。まあ、確かにそれは今現役の漁業者にとっては、あまり反応できないようなものであるという問題はあるのですが、ここで広く意見を聞けるような仕組みになったということが、ちょっとこの辺で甘えがあったかもしれませんが、一応それがあったということは一言言わせていただきます。あとは、先ほどから話をしていますが、5年という見直しがかかけられると、漁場計画に関しては見直

しをかけるという流れがあった部分も丁寧に説明できていなかった部分があって、10年間ということで考えお悩みがあったということであれば、それもやはりこちらの説明不足だったかなと思います。その辺は気を付けるようにしたいですし、これから機会があれば説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長 では、そろそろ周年については皆さんの御意見をまとめたいと思います。周年許可に賛成の方、挙手をお願いします。

(1名挙手)

議長 反対の方、挙手をお願いします。

(4名挙手)

議長 はい、では周年については、委員会としては挙げないということで。問題は次の1月20日を1月31日までということなのですが、これを考える上で、私の方から公述人の伊関さんにこういうことを質問しています。まず1つは、どのくらいの日数かかるかということと、どのくらいの作業人数を要するかということ、更に聞いたのは、作業をする人たちの平均年齢的なもの、仮にひどく上がっているという事態があれば、同じ作業でも従来よりは大変になるかなということがあったので、それを聞きました。すると、伊関さんの話では、特に撤去作業についての作業員の高齢化はないということでした。それから、連チャンで風が続かないと揚げられないのですかと聞きました。それとも、風、荒れ、風、荒れ、荒れとなった場合にバラバラでも作業できるのですかと聞いたところ、バラバラでも作業できるという話だったので。だから、1日やって荒れたら途中までで止めて、いい日にまたやるという、何日か続けて風がないと撤去ができないのではなくて、1日ごとにできる範囲からやっていけるという話だったので、そういう意味では長期的なスパンで物を考えなくてもどうも撤去作業というのはいいようなのでした。そのことを踏まえて、今の1月20日を1月31日まで延長することについて御議論いただきたいのですが、この点につきまして御意見いかがでしょうか。ちなみに、周年に反対する人は結構いるのですが、この1月末までの延長にはあまり強い反対意見はないのですよね、県の方で調べた結果ですけどね。ということ踏まえて、この点はいかがでしょうか、御議論いただきたいのですが。

伊原委員 私は、該当地区ではないのだけれども、地元の意見を尊重するのが一番だと思います。その上で1月20日を31日、どんどんどんどん周年に近くなっていくわけです。それでも、地元の漁業者がそれでもよしというのであれば、私は、特に資源にも影響ないわけですから、だとしたら、地元の利害関係者というか、その漁場を利用している人たちの合意形成があれば、私はそれでいいと思います。

議長 他の委員の方いかがですか。はい、どうぞ、鈴木委員。

鈴木委員 1月31日であれば、調整は可能だと思います。まあ、公聴会も出たけれども、刺し網自体が2月1日から解禁であるし、たこ縄自体もあまり今その辺を使う人は何隻かはいるかもしれないが、少ないという現状で、利害関係の問題としては、何とか調整のつく範囲とは思っています。あと、もう1点は、魚自体の獲れる期間がだんだんずれ込んで

いるという中で、やはり期間を例えば獲れば揚げたくないのが心情で、ギリギリまでやってきたんだけど、やっぱり獲れる時期がずれている分だけ、切り上げ時期がずれ込む、だって、網自体も大きくなり、2ヶ統が3ヶ統になって、規模も大きくなった分だけ時間もかかりというそこら辺も考慮すれば、地元があまり反対なければいいのかなと俺は思います。

議長 他に延長について御意見ある方は、はい、一道委員どうぞ。

佐藤一道委員 質問ですけど、これ、例えば1月31日までになったとして、例えばどうしても撤去できなくなってしまったという場合、何か違反に対する措置みたいなのはあるのでしょうか。

議長 一応違反にはなるのだよね。

佐藤一道委員 あと、もう1点なんですけど、先ほどの委員の皆さんの意見は理解しました。やはり、知床の事故がすごく気になって、この場合は問題は違うと思うのですけれども、やはり無理な作業がたたって事故に発展してしまうのは、非常に心配である、それで、周年賛成ということにしたのですけれども、この公聴会の議事録を見ると、できる限りは年内いっぱいとする、撤去したいという意向はあるようですので、それを念頭に1月31日までの案で答申して、それが漁場計画になった場合、期間を越してしまった場合の措置、それに対する何か対応しうる策があるのか、それがちょっと知りたいです。

議長 今の建付けからいうと、違反1発で許可の取り消しにはならないですけど、それが何度も繰り返されれば、許可の取り消しという行政処分も可能なわけですよ。一発では何もならないし、意図的なことでなければならぬと私は思いますけれどもね。伊関さんの考えも、全部12月いっぱい操業して、1月から網の撤去に専念するのだというように言っていましたよね。それが今言ったように、最近の天候でやたら荒れるので、1月20日まで予定どおりできる自信がないと、そんな感じでしたよね。ただ、理論的には1月31日まで延ばせば1月25日まで漁をして、あと6日間で片付けるということも不可能ではないですけどね、まあ物理的に難しいですけどね。はい、ではだいたい意見が出そろいましたか。どうぞ、鈴木委員。

鈴木委員 許可条件の中に、地元でも意見交換をとりながら操業するという条項を加えればどうでしょうかと思います。要は10年前のこともだが、地元との距離が近いがゆえに、若干感情的な問題が起きたということも感じました。ゆえに、常に地元の人と情報交換をしながら、例えばですけど、期間内に撤去ができないという場合は、例えば地元の漁業者会に連絡するとか、それを漁協が中に入って調整するとか、そういう何らかの柔軟な対応というのはどうかなどは思います。漁業権の管理については、さっき伊原さんがいろいろ言っていたけれども、漁協自体が本当は管理して、調整して、そこをどうやってうまく漁家経営を維持させるかというのも、だから、そこは何もしないで行使料ばかりちょうだいではうまくないので、漁協も何やっているのだとっているのだから、そこら辺もちゃんと踏まえての、今後の漁業権内の使い方と言ったらいいか、それも理事会なんかで議論してはどうでしょうか。

議長 はい、それはだから、漁場計画の中にはちょっと盛り込みにくいですけどね。やるとするなら漁協内部で、あるいは漁場計画を作る上での県の方で浜の意見をすくうという方法ですか、そういった中で反映すべきことかなと考えます。では、御意見伺いますね。1月20日を31日まで延長するという事について賛成の方举手願います。はい、ありがとうございます。

(5名挙手)

議長 では全員賛成ということで、そのように県の方には議論の結果を報告したいと思えます。

事務局 1つあるのですが、今回、公聴会とは別に文書で漁協さんの方にも意見照会を海区から出しておりました、理事会で漁協としても御意見を集約いただくということだったのですけれども、それが今回の協議のところまで回答をいただける状況になっておりませんので、回答につきましては、今月の理事会の方でかけていただくような算段になっております。なので、漁協さんからの文書での意見の回答につきましては、次回の委員会の方で御報告をさせていただくことになるかと思えます。その回答の方が、もし答申案に変更を要するような内容でありましたら、また御協議いただく可能性もあるので、その点お含みおきいただければと思えます。

議長 今日の結論は、あくまでも公聴会の結果を踏まえてという意見ですよ。はい、わかりました。では、次に報告事項の方に入らせていただきたいと思います。最初の報告事項、ハタハタの採捕規制にかかる委員会指示の県公報登載等についてということで、事務局からお願いします。

事務局 報告1を御覧ください。前回の委員会で、はたはた採捕の制限に関する委員会指示の発動について決議しましたものについて、県公報に掲載したものをお示ししております。10月21日発行の県公報に載りまして、関係する市町村、漁協、海上保安部、酒田・鶴岡警察署、県内の釣具店へ周知・協力依頼をしております。12月1日から来年1月末までの委員会指示となっておりますが、ハタハタの遊漁の状況や巡回指導状況などについては次回の委員会で御報告できるかと思えます。また、ご参考に平成24年からのハタハタの漁獲量、生産額、単価について後ろに資料をお付けしました。最近の漁獲量を見ていただきますと、令和3年も例年よりだいぶ少なかったのですが、今年はさらに少ない漁獲量で推移している状況となっております。単価などもだいぶ変わってきておりますので、ご覧いただければと思えます。簡単ですが以上です。

議長 今の事務局からの報告について、御質問・御意見等ありましたらお願いします。ちなみに、広域漁業調整委員会でこのハタハタの問題もありまして、結構議論になったのです。私もちょっと発言させてもらいましたので、やはり、なんとなく水産庁も資源が減り始めたということを最近言い始めて、ちょっと遅いのではないかと思ったのですけれども、それと、昨年12月はハタハタの産卵の接岸が山形県ではなかったわけですよ、それについてじゃあどうなったのですか、ハタハタの卵はどこにいったのですかと聞いたのですけれども、沖で産卵した可能性もあるし、それから接岸できなかったことによってはそもそも産卵をしなかった個体もあるのではないかと、で、とくに産卵が終わっているはずのハタハタに卵が入っているのが見られた話もありまして、沖で産卵した

のかもしれないし、産卵しないでお腹に抱いたままシーズンを超えちゃったのもあるのではないかとの話だったのですけれども、仮に沖で産卵した場合にはやっぱり浮遊卵になっちゃいますからね、まあ、無事に生息はできないだろうという話だったので。また、こんなことを聞いてみました、もし接岸しないで沖で産卵するのだったら、沖に人工海藻を置いてそこで産卵してもらおうっていう話を試しに思い付きでしゃべったのですが、そしたらそれについては、沖に人工的な海藻みたいなものを入れれば、それは確かにそこに産卵するかもしれない、ただ、孵化した稚魚の餌がないだろう、やっぱり環境が違うので、たぶん生まれたとしても死ぬだろうということで、やはり浅場に接岸して産卵しないことには稚魚が生まれても育たないような結論でやはり接岸しないとダメなようなことを言われました、水研（水産資源研究所）に。なので、やっぱり接岸してもらわないと非常に困るのですけれども、今シーズンの接岸がなかったらどうしようという話ですよね。そして、もし来年接岸があったときに、それをまた根こそぎ釣ってしまったら本当に日本海からハタハタが消えるのではないかと思っただけで、これ、もし今年も接岸がなくて、そしたら更に次のシーズンのハタハタの釣りについて、仮に接岸があっても釣っちゃダメよというふうな委員会指示を出さなきゃいけないのではないかと、私、今年接岸があることが重要だと思っているのですけれども、ちょっとそんなことをこの間広域漁業調整委員会に出席して感じました。それと、接岸がなかったのは秋田県もそうなのですね、秋田県も南の方はほとんど接岸がなかったらしいですよ、去年は。かなりこれピンチなのじゃないかなと思っていました。それが全部違う場所で接岸して、産卵してくれているならいいのだけど、そうでもないみたいなので、本当、今年の接岸がなかったら来年の委員会指示どうしようと、ちょっと思っていました。ということで、これは報告事項なので、他に何かこれについて御意見あれば。特に底曳きの方、ハタハタの実感どうですか。今シーズン、昨シーズンに比べて。

佐藤栄一委員 全然ダメ。酒田でこの前揚がったらしいけれども、全然話にならない。大黒様もない。

議長 ちなみにこの間、私秋田に行ってきたのですが、ハタハタの3年物が道の駅ねむの丘に売ってました。箱1つで7,800円でした、すごい値段だな、ものすごい高級魚になったなと思ってびっくりしました。だから、ああいう値段がいいときに獲ればいい水揚げになるのでしょうか、獲れないですよ。ただ、やっぱりねむの丘に売っているのは、2年魚が7、8割、3年魚は2割くらいかな、なかなか3年魚の型のいいのはなかったですね。値段も高いし、量も少ないし。もう非常に高級なものになっていました。では、これはよろしいですね。

一同 （異議なし）

議長 はい。続きまして、報告事項の2になります、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について、これは私、仕事の関係で今回初めて欠席してしまいましたので、事務局の方から説明いただいて、いろいろ事務局の方に聞いていたきたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 報告2の資料を御覧ください。令和4年度の全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果でございます。新型コロナウイルスの影響で前回、前々回書面による表決となっておりますが、今年度は石川県で現地開催となりまして、会議で承認さ

議長 またないのですね、じゃあ、会議だけやったってことですね。ありがとうございます。今の報告につきまして、皆さんの方から質問や御意見ありましたらお願いします。はいどうぞ、一道委員。

佐藤一道委員 6、7ページの沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整及び制限について、これについては、山形県沖の事案が載っていると同時に、京都海区では漁船ごとまき網船に巻かれるという事案があつて、関心があつたのですけれども、7ページ目の1のところなのですが、まき網漁船の大型化が図られる際にはという文言があつて、ずいぶん前にまき網船の大型化というのがこれから進められていくような記述を何かで見たような気がするのですけれども、そういう動きって、これは報告事項なので、わからなければ後でもいいのですけれども、ありましたら教えていただきたいのと、大型化が図られるということは、まき網船が山形沖でもいるわけですので、そういった該当の船がこれから何隻増えていって、操業されていくのかといったことも知りたいなと思ひましたけれども、もしわかりましたら教えてください。

議長 事務局の方で何か情報ありますか。

事務局 大型化が実際図られているかどうかというところはちょっと把握していないので、どこかお聞きしたりして調べたいと思うのですが、IQ管理していくということで、漁獲できる枠がもう決まるという関係で船の大型化居住性を快適にするとかそういった観点での大型化というのは前に話題に挙がったような気がするので、その辺を含めてお調べして報告したいと思います。

佐藤一道委員 造船の設計から入るわけだから、相当前からわかると思うので、法律的な漁獲とかいう文言など挙がっていたような気もするので、関心事項として情報提供いただければと思います。

伊原委員 情報として、私は漁船保険を担当しています。東北6県の漁船のことで組合長さんと会うのだけれども、八戸も石巻も、300トンクラスの赤道付近まで行ってカツオを巻く大型船の船がいます。そういう意味で遠洋でのまき網をするための大型船は今でも八戸と石巻には300トンくらいの船があります。たぶん、その大型化かなと思います。

議長 はい。山形県はまき網の漁船を持っていない県ですからね。よくわからないのは、大中型と、中型と、中小型というのがありますが、なんで大型、中型、小型と言わないのかということが昔から不思議だったのだけれども、よくわからないですよ、その辺がね。他にはありませんか。特に今回の新規案件あたりはよろしいですか。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員 あの、プレジャーの関連ですけど、直接関係ないかもしれないけれど、公聴会の魚礁利用に関して、意見がどこかの地区から出ていたと思うけど、だいぶ前からプレジャーの魚礁利用に関して、この委員会でも議論になったけど、エリアを決めて使ってもらうというような感じの取り決めをするという感じの話し合いはどうでしょうか。要は、ここからここまではいいけど、ここからここまではダメですよという使い方をすることによって、基本的に魚がいれば必ず1隻か2隻はボートがいるから、漁船漁業の人たちが使えないという。そこは、禁漁区域ですよという使い方、そうするための話し合

いというのはどうでしょう。してもらいたいなという要望です。

議長 その話は確かに出ましたよね。で、私そこで新潟海区方式を少し紹介しました。新潟海区は人工魚礁全部が立ち入り禁止じゃなくて、人工魚礁の中でも主要な漁場になるところについてははっきりとエリアを座標で示して、そこは一切ダメよと、他の人工魚礁は釣り人が入っていいですよというふうにメリハリを付けているのです。山形県はそもそも人工魚礁と言いながら、人工魚礁がどこにあるのかとか、場所を一切示していないので、どこが人工魚礁でどこが天然魚礁かわからないという話もあって、実効性がないというね。なので、その辺は新潟が先進県じゃないかなと思って紹介したのですが、山形県もそういったものを考えていかなくちやいけいではないかなと思っているのですよね。で、全ての人工魚礁を釣り人を排除する必要があるのかというところはちょっと必要性が低いような気もするし、で、やはり主要漁場になりうる人工魚礁は漁業のために守らなくてはいけないという事情がありますから、私は山形県もいずれこの新潟県方式を採用すれば、新潟県のようにメリハリがついていいのじゃないかと個人的には思っていますので、今後ちょっと検討していただきたいなと思いますけれども、そんな個人的な意見は持っています。

鈴木委員 課長どう思いますか。

加賀山課長 利用する方々には実際漁業者の利用している方々の意見がまず先かなと思っていて、今のところは漁協の方からもその位置は公表してくれるなというふうに言われておまして、書いた資料を渡す場合も渡して大丈夫かどうか確認しながら慎重にやっている状況です。ただ、漁協は漁業者の代表になっているわけでしょうから、そちらの方からそういうやり方でもいいというような話があれば、それは検討を始める、それをやってもいいかなと思います、以上です。

議長 まあ漁協でもちょっと考えてもらうといいのかもしれないですね。漁協あたりから要望が挙がってそれを県で検討するのが理想かなという気はしますけれども。

鈴木委員 それから、関連ですけれども、課長、以前魚礁は禁止となっていた。なんら議論もないまま文言が変わった、グレーな表現方法に。

議長 人工魚礁に関する委員会指示はだいぶ昔からありますけど、あれば今も生きてるのですよね。

鈴木委員 今は指導区域だと。

議長 委員会指示の内容は変わってなかったと思ったけど。

鈴木委員 いやいや。

佐藤一道委員 参考まで、ちょうど10年前の漁業権の免許切り替えの時も同じ議論をしていて、やっぱり、聞き取りとかもやっていたのですよ。まあ、そうしたときに、委員会の中でもたしか魚礁自体は釣りがダメと、ただ、全部閉鎖するわけにはいかないから、有望な魚礁については立ち入りを禁止して、その他のところはまあいいんじゃないかとい

うような委員会の内容で。

議長 議論はね。

佐藤一道委員 はい。ですから、決定事項としてこうしなければいけないという委員会指示を変更するというような議論ではなかったと思います。

議長 だから、従来のだいたい前の、何年でしょうね、昭和ですよ、昭和50年より前じゃなかったっけ。

佐藤一道委員 そうですね。

伊原委員 あれは生きているのか。

議長 生きている。

佐藤一道委員 そのまま生きている。

議長 委員会指示そのものはいじくっていないはずですよ。

佐藤一道委員 はい。だから、重作委員が言った全漁調連のこの要望案に対してのことだと思えますけど、遊漁船業者の方が増えてきたときに、無防備だとか、今のままだと、昔の委員会指示は生きているけれども、あまり積極的に公表はしていないという。

議長 あと、古い委員会指示もうひとつ問題がある。遊漁船も組合員の船でやる遊漁船は人工魚礁に入っていると書いてあるのです。組合員が経営する遊漁船は人工魚礁に入っていないってなっているはずですよ。

伊原委員 あれ、山形県の委員会指示で人工魚礁での漁船以外の遊漁は禁止するとある、確か。

議長 そうです。だから、漁船の遊漁船はいいのです。それはだけど、漁業者の中でも遊漁をやる人と遊漁をやらない人がいますから、やっぱり遊漁をやらない漁業者から見ると、あまり面白くない内容じゃないかと思うので、まあなんとなくあの内容は今の時代にそぐわないのかなという感じがして、いつかは見直しが私も必要なんじゃないかなと思うのですけれど、そのときは、やっぱり禁止区域ははっきりと座標を公開して絶対は言っちゃダメよという、それをやらないと実効性がないですからね、取締りのね。だから、そのための座標を公開してくれるなということはどうしても漁協が強く言うのだとすると、それはもう委員会指示を作りようがないのですよね。

伊原委員 今の、場所を公開して云々という話は、今の時代、これだけのいい航海機器が出てきた時代に、ほとんどの人が知っているわけだ。だから、公開した上で、制限をかけていくということをしないと、私も漁協の理事の1人として、漁協がいいと言わなければという課長から話があったけれども、そんなふうになっていしまうのは好ましくないと、思います。公表した上で制限をかけるのは、必要性に応じてかけていくというような思

いは今の時代だとあります。

鈴木委員 別にレジャー船を排除しようとは思わないし、同じ海だから使えば使ってもいい。でもそこに当然ルールとマナーがあってもいい。だからその最低限のルールとマナーを守らせるためにエリアを分けましょう、エリアを分けて、そこをどうしても使いたい場合は、時間制限とか期間制限とか、そこは今度調整が必要なわけだ。だから、そういうふうな使い方をした方が漁場として有効に使えるのではないですかという一念です。

議長 私も新潟は期間も決めていましたよね、エリアだけじゃなくて、このエリアには、いつからいつまでは入っていけないみたいな。シーズンも絞っていたみたい。手元に新潟海区の委員会指示はないものですから。

鈴木委員 10年前の議論のときも、いろいろ議論したけど、次どうするかという話がないものだから、話がとん挫し、そのまま現状維持。ですから、今回もしお願いできれば、その規制をするため、メリハリをつけるための話し合いなり調整をする作業をするという約束をとりたいたいのですけれども。だから、そのために、課長は嫌がるけれども、海面利用協議会でもいいし、要は議論して、理解しあいながら、反対意見を聞きながら決めていくことによって、守られる仕組みができるのだから、まず、ここで議論するのもいいけど、相手と議論してそれが可能かどうか、可能であればどうするのがいいかということを検証しながら進めていくというのはどうですか。

議長 これは決してレジャー船や遊漁船団体と話合うというよりは、スタートは漁業者の要望なのでしょね、スタートはね。それをまず出していただいて、後はそれについて、レジャー船や遊漁船との調整が必要かどうか、そういう議論になっていくのではないかと思いますのでね。あんまり、そういうの漁協は前向きじゃないですかね。伊原委員どうですか、その辺は。

伊原委員 ここで前向きか前向きじゃないかとかって言えないけれども、今鈴木委員からもあったとおり、私も言ったとおり、そういうものについては、やはり制限とか法もあるけれども、それに基づいてメリハリをつけるという話もあったけれども、制限をかけるものはかけて、きっちり利用するという方向に進めるべきだと思います。それが、誰がどんなふうにするのかは別として、やるべきだと思います。

議長 まあやるのであれば、今言ったように委員会指示の変更になるわけですよ、従来の指示のね。だから、まあ、その点について、どういう変更が可能なのかということも含めて、あと今言ったように、漁業者からの要望ですよ、皆さんどういう要望を持っているのかという。一時はだいたい10ヶ所くらい主要エリアを決めて、そこは絶対禁止にしようという話が1回出かけたことがあるのですよね、前にね。そういったことも含めて、まずは漁業者の方の要望を出していただいて、それを海区で検討したいなというふうには思いますけどもね。そこで後は、レジャー船や遊漁船の意見を聞くかどうかはまた次の問題ですよ。理論的にはなくたって委員会で決めることができるわけですから。まずスタートは漁業者の方が皆さんどういう要望を持っているのかということからのような気がします。意見として聞くのではないのだけど、漁協さん、そういった要望って聞こえてきますか。実情報告であって、意見ではないから。いかがですか。

(把握していないとの声)

議長 わかりました。でも、あんまり強い意見がないってことだね、今のところ。これ漁業者の方に聞きたいのだけど、ある漁業者の方が、天然魚礁は漁場としての価値はそうそう下がらないのだけど、人工魚礁ってできたときはいいのだけど、だんだん魚がいなくなるっていう御意見の方がいるのです、漁業者の中には。そういった実感ってありますか、伊原さん。

伊原委員 確かにやっぱり遊佐町沖は特に砂泥質なものだから、埋没してきます。

議長 埋もれたという意味ですか。

伊原委員 うん、沈んでいく。

議長 じゃあ埋もれなければ大丈夫ですか。なんか、埋もれなくても、人工魚礁って一種の経年劣化みたいに・・・。

伊原委員 それは何を根拠にそういうことをいうの。

議長 そういった意見の方がいたものだから。

伊原委員 あんまり私は根拠はないと思う。ただ、誰かが最上丸のROVなんかを使ってきちり見たとか、そういうようなものがあればいいのだけれども、比較もならないし、いいとか悪いとかは正確にはわからない。

議長 漁業者の方が人工魚礁でやるのは、はえ縄、刺し網、そういったものになりますか。

伊原委員 1つ、魚というのは獲ればいなくなるということなのだよね。

議長 それはね。まあ、報告事項なので、これはよろしいですかね。

一同 はい。

議長 はい、では続きまして、報告事項の3、日本海、九州西広域漁業調整委員会の結果について、これについて事務局の方から報告をお願いします。

事務局 12月1日午後1時半開催の第41回日本海・九州西広域漁業調整委員会に先立ち、同日の午前中に日本海北部会が開催されましたので、まずは部会の方の御報告から申し上げます。報告3の86ページからの資料になります、86ページを御覧ください。

議事次第にありますとおり議事の進行がありまして、大臣選任委員の改選に伴い行われました(1)の部会長の互選については、東京海洋大学教授の田中委員が部会長に再任されました。(2)広域魚種の資源管理についてですが、①日本海北部マガレイ、ハタハタですが、国の水研機構から報告がありまして、マガレイの資源水準は低位、資源動向は減少、ハタハタの資源水準は低位、資源動向は横ばいと報告されております。ま

た、ハタハタについて、加藤会長の方から御質問等ありまして、山形の場合、産卵期の接岸が全くなかったということから始まり、国の水研機構の方ではどのように考えているかというところを聞きしたのですが、国の水研機構の回答としては、ハタハタの昨年度の産卵生態については酒田港の接岸がなく、秋田でも産卵接岸が非常に悪かったことは認識していると。そして、産卵接岸が少なかった要因の一つとして、12月の水温が高かったことが挙げられる、男鹿半島沖水深200メートル地点の水温が高いと接岸しにくいということで、実際去年は水温が高く、それによって接岸行動が阻害されて通常の産卵行動ができなかったのではないかと考えているそうです。本来は水深10m以内の場所に接岸するところが、青森だったかと思いますが、水深200メートル帯の刺し網に卵が見られたということが報告されていたとのことで、去年は通常の産卵が行われることが少なく、それが今後の資源にどのような影響を及ぼすのか注視していきたいとお話がありました。また、秋田県でハタハタの卵塊密度の分布調査が行われていますが、昨年度は過去最低を記録した地点が多くあったとお話もありました。

会長の方から数少ない産卵場にまたハタハタが来ても釣りで釣られてしまうことがあるので、釣りの規制を考えないといけない時期に来ているのではないかとといった御発言があったのですが、水産機構からのお話は、産卵接岸するハタハタが秋田、山形で釣獲されているのは認識しているが、どの程度釣獲があるのかデータがないのでコメントできないけれども、少なからず影響しているのではないかと推察はしているとのことでした。また、新潟漁業調整事務所からは、釣りの状況については秋田県庁からも話を聞いている、行政として何が可能なのか、まずは実態を把握するところから始めたいとお話がありました。

続きまして、②スケトウダラ日本海北部系群について、極めて低い資源量で推移しているものの、2015年以降非常に厳しい管理措置を講じてきており、近年の資源量は増加傾向との説明がありました。

北海道の委員からは、もちろん資源管理には賛成で、桧山では約60隻いた船が8隻まで減船し資源管理に協力しているが、資源管理しても獲る漁業者がいなければ地域が疲弊するとのお話があり、支援もセットで考えていく必要があるとのお話もありました。次回の日本海北部会は来年の同時期に開催予定とのことです。

続きまして、第41回日本海・九州西広域漁業調整委員会について、報告4の1ページ目からの資料になります、御覧ください。議事次第にありますとおり、議事の進行がありました。会長の互選については、田中会長が再任しました。広域魚種の資源管理については、部会における取組ということで、資料1-1に基づき広域の取組の概要が説明されております。部会における取組については、事務局から口頭で取組について事務報告がありました。トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群については資料のとおりでございましたが、資源量は過去最少とのことです。親魚量は2018年以降減少傾向、再生産成功率は過去最小値となっているとの報告がありました。

3 日本海沖合におけるベニズワイガニについては資料のとおりご説明がありましたが、資源量指標については、大臣許可水域、知事許可水域とも近年は増加している状況でございました。

4 日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシについては資料のとおりでございます。

(3) 太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示についてということで、こちらは漁業の承認の方の委員会指示になります。平成30年の切り替え時から過去5年間に1キロ以上の漁獲実績があること等を承認要件としていたが、今回の更新にあたり、漁獲実績について過去2年間に見直し、より一層の資源管理を推進することとなったと

の報告がありました。

承認制の事務取扱要領を改正し、令和2年の委員会指示では、平成30年の切り替え時に承認について非常に厳しく承認数を減らした都道府県への救済措置として一定の新規承認を認めていましたが、ある程度減らしすぎた都道府県への救済措置が実施されたものとして、今回からは新規の承認は認めず、新たな承認が必要な場合は廃業見合いや承継での承認のみでの対応となりました。また、今回の指示から承認申請に暴力団排除関係の誓約書を添付することとなりました。

(4) その他ですが、TAC魚種拡大に向けた検討状況については、前回の委員会で御報告した資料を引用し、検討状況を報告しております。

令和5年度資源管理関係予算については、資料のとおり概算要求の状況を報告しております。

次回委員会は2～3月に開催予定とのことです。簡単ですが、以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。北部会では、ハタハタに関する危機感を私の方から発言させてもらいました。秋田県の方からもいろんな話が聞けまして、共通の悩みというか、やはりかなり厳しい状況になっているのだなということが理解できましたし、水産庁の方からも理解いただけたのかなど。ただ、水産庁が釣りで釣られているということは知っているのだけれども、じゃあどのくらい釣られているのかということについてはわからないという回答だったので、それは秋田県も山形県もちゃんと調査してますから、どうぞお聞きください、釣りの資料はお渡しいたしますというふうに返答しておきました。ということで、というのが私の今の説明の補足なのですが、この点につきまして皆さんから御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。マガレイについては悲壮感しかないような雰囲気でしたね。どうやったら減るみたいなの。深刻な問題だと思います。まあ、詳細な報告がありましたので、よろしいですかね、これで。何かありますか。

一同 (特になし)

議長 ハタハタ問題もすぐに手を打とうという感じはあまりないみたいで。まずは状況把握。状況把握しているうちに絶滅するのじゃないかと私、不安なんですよ。よろしいですかね、これにつきましては、はい、資料をまたお読みいただければと思います。では、報告事項の4番目になります、特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてということで、これについても事務局からお願いします。

事務局 クロマグロの知事管理漁獲可能量の変更についてです。令和4管理年度では、漁船漁業の大型魚の採捕が枠いっぱいになる数字となったため、それ以上とれない状況となっていた一方で、小型魚については、まだ一部地域で余裕があったことから、地区代表の漁業者の話し合いを経て小型魚2トンを超えて代わりに大型魚3トンを超えようという交換が成立し10月11日に知事管理漁獲可能量を資料のとおり変更しましたので、その御報告になります。

資料の3枚目にクロマグロの管理状況について載せておりますので、御覧ください。左側は上が小型魚、下が大型魚の9月30日現在の状況ですが、上の小型魚で、漁船漁業では消化率83.2パーセントで残り4トン以上であり、県全体としては数にまだ余裕がある一方で、下の大型魚については、漁船漁業で消化率99.8パーセントに達し、これ以

上はとれない状況でした9月に行われた国の融通希望調査で小型魚2トンと大型魚の交換を希望した結果、交換が成立し、10月11日付で数量を変更しました。その後11月末現在で右側の表に示すとおり、小型魚については漁船漁業で残り2.2トンほど、大型魚については同漁業で残り2トン余りとなっております。御報告は以上です。

議長 はい、ありがとうございます。これは要するに、大型魚が2トン増えて、小型魚が2トン減ったという、枠をより有効に利用できるようになったというふうな報告です。これについて何か皆さんの方から質問、御意見等あればお願いします。枠の有効利用ということもありますし、たぶん小型魚よりも大型魚の方がキロ単価が高いのだから、それによる経済効果もあるのかなと思うのですが、小型魚2トンが大型魚2トンにかわる費用対効果はいくらくらいなのですかね。効果ありますよね、当然大型魚の方が単価は高いからね。枠の有効利用にもなるし、経済効果もあるし、非常に良い結果ではないかなと思います。

事務局 あと、残りが出るようになったので、当初配分の10%は繰り越せるということがありますので、繰り越しの原資も増えたということで、その方面でもメリットがあることだと思います。

議長 あと、これについて何かありますか。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員 教えてほしいが、例えば融通してもらいます、で消化率が80%まで行きませんよという場合は、次年度の配分のときの御褒美はどういうふうになるのですか。

事務局 消化率は今の制度ですと、80%以上の消化率になっている場合は、消化率メリットということで、そのときの留保の余り具合などにもよりますが、確実に国からメリットを得ることができます。ですが、消化率8割を下回ってしまうと、メリット措置の対象外になりますので、もらいすぎてもし獲れなかった場合、そういうメリットが減ることになります。

鈴木委員 わかりました。

議長 今言ったように、繰り越しも使える、メリットも使える、単価も上がったといういいことづくしですよ。

これ、よろしいですかね。はい。では、報告事項4は了解ということで。では、その他、委員の皆さんからまずその他ということで何かありますか。

鈴木委員 さっきの定置の件だけど、今の1月31日までの延長案で一応委員会としては提案します。で、周年という意見をもっと生かしたい場合、10年後でなければその議論はできないというそういう考え方でしょうか。

議長 でしょうね。漁場計画のサイクルが途中で5年に変われば別ですけどね。

鈴木委員 ですか、課長。

加賀山課長 漁場計画は5年です。途中で見直すことはできます。

渡邊主査 はい、漁場計画が変われば免許の方も見直して変更の申請というか、申請しなおしてもらおうことになります。

鈴木委員 5年になれば見直し可能かもしれないと。

渡邊主査 そうですね。

鈴木委員 はい、わかりました。

議長 はい、他にその他で何かありますか。一道委員。

佐藤一道委員 疑問なのですが、海共第1号の飛島の後継者が0人、まあ漁場計画案には関係ないのですが、非常に心配なのですが、0人になった場合、どういうふうになるのでしょうか。

議長 最年少が68って言っていましたか。平均年齢が80くらいにいつているって。

佐藤一道委員 その海共に1人も漁業者がいなくなった場合、何か問題が起きますか。

本間委員 飛島の漁師さんたちとこの2年間くらいちょっと交流を深めていまして、というのは、向こう、余っている漁場が結構あると。昔温海地区の方ではえ縄していた人たちからも話を聞いて、いい漁場があるということで、向こうは人数も少ないし、年齢もだいたい高くなっているんで、向こうの漁師さんに邪魔しない形で行かせてもらえないか、みたいな感じで何回か話はしているのです。それで、こっちに邪魔しないのであれば、来てもらってもいいよみたいな感じできているので、向こうにそういう漁師さんがいなくても獲れるのであればどこからでもいけますので。

議長 ただ、漁業者が全くいなくなると、お手伝いという格好で行けなくなるわけだから、そうすると、越境になっちゃうのですよね。どなたかいればその人の従業員なり履行補助者という扱いで入れるけど、全くいなくなったらきっとまずいですよね。

伊原委員 今、本間委員の方から話があったが、まっすぐ出れば飛島なわけだ。象潟だって同じ。象潟はもっと近い。で、飛島の漁場は利用しているが、自由漁業だから、ダメということとはできない。ただ、共同漁業権漁場の行使規則内の漁具・漁法については、その人しかダメなわけだ。酒田市飛島、そこが0になると。自由漁業ならダメということはないから。

本間委員 でも皆さん元気で、もう数十年は大丈夫なのでは、後継者いなくても。

佐藤一道委員 本土の人より元気かもしれない。

議長 この間の意見の方だと、あの方は70歳くらいで、自分が2番目に若いと言ってなかったですか。

佐藤一道委員 ご自分の地区だけじゃなくて、知っている方も全員含めて後継者がいるかという、0だという話だったので。0になった場合、共同漁業権漁場がどうなるのかとか、そういったことがここで話すべきことなのか、海共の分け方をどうするかとか、どうなるのか全く想像がつかなかったので、ちょっと聞いてみました。

伊原委員 さざえの資源なんか結構あるし。

本間委員 一番は、マグロの大型魚が2トン増えたので、冬、飛島の方で獲れる確率が多いというので、そこに行きたいなと思って話をしているのですけど。

佐藤一道委員 事務手続き上、何か進めなければいけないという想定を早くしなければいけないという、なくなってしまうこと前提で話をしてしまっていますけれども、そういう準備というか、そういう想定はしなきゃいけないのかなと。

議長 やっぱね、後継者養成というか、新規の事業者を飛島に行ってもらおうとか、そういうことをしないと本当に海共あって漁業者なしみたいな事態というのはありえますものね、あと20年もすればね。今一番若い人だって20年後に80代後半になるわけだから。

伊原委員 飛島にはえ縄、余談になるけれども、飛島の西側の方にマグロがいるけれども、飛島の北側に行くと秋田の船が多いのです。それで、許可の刺し網なんかもあるので。法木の北側に行くといろんな制約が出てくる。ただ、西側だと深いところだけでもいなくなった分有効に活用してもらいたい。いくらでも吹浦港に避難しても大丈夫だから。

議長 後継者どころか無人島になったらどうすると思いますものね。今200切ったのでしょ、島民。

佐藤一道委員 そうですね、160人くらい。

議長 まあ、空き家が目立った気がしますよね、10年前に比べるとだいぶ。

佐藤一道委員 荒れ方も目立ちますね。

議長 ですね、解体なかなかできないですものね。そのほかに何かありますか。委員の皆さんないですか。事務局より何かありますか。

事務局 次の海区ですが、2月を予定しております。2月の休市日でいきますと、10日、14日、21日とありますが、できれば前半にさせていただきたいと思っています。

議長 14日なら大丈夫です。


事務局 では2月14日を第1候補、2月10日を第2候補としたいと思います。


議長 ではほかにございませんね。皆さんどうも今日はお疲れさまでした。

上記のとおり第 417 回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和 4 年 12 月 6 日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤 栄 

委 員 鈴木 重作 

委 員 本間 和憲 